

会員に関する規定

定款第 11 条により、会員に関して規定する。

1. 会員の区分、定義および権利を下表に示す。

区分		会員の種類			
		正会員	賛助会員	特別会員	準会員
会員の定義		正会員は本会の目的に賛同し、抗菌加工製品、防カビ加工製品、抗ウイルス加工製品、業務用除菌膜施工用塗材、抗菌剤、防カビ剤又は抗ウイルス加工剤を製造もしくは販売する法人又は抗菌加工製品をサービスとして提供する法人であって、理事会において別に定める入会審査に適格と認められた者とする。	本会の目的に賛同し、抗菌加工製品、防カビ加工製品、抗ウイルス加工製品、業務用除菌膜施工用塗材、抗菌剤、防カビ剤又は抗ウイルス加工剤の製造、利用技術および評価技術に関心がある団体であって、理事会の承認を得た者とする。	大学等の教育機関および公的な機関・団体に所属する学識経験者、または実務経験が豊富であり本会の運営に助言できる者であって、理事会において推薦された者とする。	抗菌加工製品、防カビ加工製品、抗ウイルス加工製品、業務用除菌膜施工用塗材、抗菌剤、防カビ剤又は抗ウイルス加工剤の上市予定があり、知見を得るため入会を希望する者、あるいは、流通関係者等で、上記の加工製品又は剤等を取り扱っており、知見を得るため入会を希望する者、であって入会審査で適格と認められた者。
運営への参加	総会への参加	○	○	○	○ (但し、オブザーバーとして)
	役員 (理事・監事)	○ (常任理事会推薦)	○ (常任理事会推薦)	○ (常任理事会推薦)	×
	役員(会長、副会長、専務理事)	○ (常任理事会推薦)	○ (常任理事会推薦)	○ (常任理事会推薦)	×

機密保持レベル D

活動への参加	入会・自主管理委員会	○ (理事会の承認要。その他、学識経験者等から選任する)	○ (理事会の承認要。その他、学識経験者等から選任する)	○ (理事会の承認要。その他、学識経験者等から選任する)	×
	各中央委員会正副委員長	○ (理事会の承認要)	○ (理事会の承認要)	○ (理事会の承認要)	×
	各中央委員会委員	○ (委員長の承認要)	○ (委員長の承認要)	○ (委員長の承認要)	○
	各技術委員会正副委員長	○ (理事会の承認要)	○ (理事会の承認要)	○ (理事会の承認要)	×
	各技術委員会委員	○ (委員長の承認要)	○ (委員長の承認要)	○ (委員長の承認要)	○
S I A Aマーク表示		○	—	—	○ (マーク 0 を使用)

制定：平成 10 年 6 月 24 日

改訂：平成 11 年 6 月 2 日

改訂：平成 16 年 6 月 9 日

改訂：平成 19 年 5 月 21 日

改訂：平成 20 年 5 月 19 日

改訂：平成 24 年 5 月 11 日

改訂：2021 年 12 月 14 日

(業務用除菌膜施工用塗材の登録は 2022 年 4 月 1 日から運用する)

改訂：2023 年 5 月 29 日

(抗ウイルス加工剤及び抗ウイルス加工製品(シェーク法)の登録は 7 月 1 日から運用する)